

改正後	改正前
<p>第一条 (佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>(貸付け)</p> <p>第七条 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化を行う市町(国民健康保険事業を行う一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。)及び国民健康保険事業の財源に不足を生ずると見込まれる市町のうち適当と認められる市町</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第七条 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化を行う市町村(国民健康保険事業を行う一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。)及び国民健康保険事業の財源に不足を生ずると見込まれる市町村のうち適当と認められる</p>
<p>る施設及び物品並びに提供するサービスを障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。</p> <p>(県民の役割)</p> <p>第七条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(総合的推進)</p> <p>第八条 県は、市町、事業者及び県民と連携して福祉のまちづくりを推進するために必要な体制を整備するものとする。</p> <p>2 県、市町及び事業者は、市街地開発事業その他の事業の実施の機会を捉えて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p>	<p>る施設及び物品並びに提供するサービスを障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。</p> <p>(県民の役割)</p> <p>第七条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(総合的推進)</p> <p>第八条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して福祉のまちづくりを推進するために必要な体制を整備するものとする。</p> <p>2 県、市町村及び事業者は、市街地開発事業その他の事業の実施の機会を捉えて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p>
<p>(交付)</p> <p>第十条 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化のために必要な経費に充てるため、知事の定める要件を満たす市町に対し知事の定める基準に従い算定した額の範囲内の額の補助金を交付することができる。</p>	<p>(交付)</p> <p>第十条 知事は、国民健康保険事業の運営の広域化のために必要な経費に充てるため、知事の定める要件を満たす市町村に対し知事の定める基準に従い算定した額の範囲内の額の補助金を交付することができる。</p>
<p>第八条 前条の規定に基づき貸付けを受けた市町は、貸付けを受けた会計年度の翌々年度以降三箇年度において償還しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 貸付けを受けた市町は、各年度の償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した額の延滞金を県に納付しなければならない。</p> <p>(繰上償還)</p> <p>第九条 知事は、貸付けを受けた市町が知事の定める貸付けの条件に違反したときは、貸付金の全部又は一部について繰上償還をさせることができる。</p> <p>2 貸付けを受けた市町は、前条第一項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部について繰上償還をすることができる。</p>	<p>市町村に対し、知事の定める基準に従い算定した額の範囲内の額を貸し付けることができる。</p> <p>(償還)</p> <p>第八条 前条の規定に基づき貸付けを受けた市町村は、貸付けを受けた会計年度の翌々年度以降三箇年度において償還しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 貸付けを受けた市町村は、各年度の償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した額の延滞金を県に納付しなければならない。</p> <p>(繰上償還)</p> <p>第九条 知事は、貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付けの条件に違反したときは、貸付金の全部又は一部について繰上償還をさせることができる。</p> <p>2 貸付けを受けた市町村は、前条第一項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部について繰上償還をすることができる。</p>

<p>(返還)</p> <p>第十一条 知事は、補助金の交付を受けた市町が、偽りその他不正な手段により交付を受けたとき、又は交付の目的以外に使用したときは、当該市町に対する補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p>	<p>(返還)</p> <p>第十一条 知事は、補助金の交付を受けた市町村が、偽りその他不正な手段により交付を受けたとき、又は交付の目的以外に使用したときは、当該市町村に対する補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p>
--	--

第一条 (佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(交付金の種類)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町間における格差を勘案して、知事の定めるところにより交付する。</p> <p>一・二 略</p> <p>3 二種交付金は、市町における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況等を勘案して、知事の定めるところにより交付する。</p> <p>(一種交付金及び二種交付金の総額)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 一種交付金の総額が、前条第二項の規定により各市町に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、二種交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、二種交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。</p>	<p>(交付金の種類)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町村間における格差を勘案して、知事の定めるところにより交付する。</p> <p>一・二 略</p> <p>3 二種交付金は、市町村における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況等を勘案して、知事の定めるところにより交付する。</p> <p>(一種交付金及び二種交付金の総額)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 一種交付金の総額が、前条第二項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、二種交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、二種交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。</p>

<p>(返還)</p> <p>第五条 知事は、交付金の交付を受けた市町が、偽りその他不正な手段により交付を受けたとき、又は交付の目的以外に使用したときは、当該市町に対する交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p>	<p>(返還)</p> <p>第五条 知事は、交付金の交付を受けた市町村が、偽りその他不正な手段により交付を受けたとき、又は交付の目的以外に使用したときは、当該市町村に対する交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p>
---	---

第一条 (旅館業法施行条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(知事が意見を求める者の指定)</p> <p>第三条 略</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 前三号に掲げる社会教育施設等以外の社会教育施設等 当該施設の存する市町の長</p> <p>第一条 (佐賀県農政審議会条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町の長を代表する者</p> <p>四 市町の議会の議長を代表する者</p> <p>五・六 略</p> <p>3 略</p>	<p>(知事が意見を求める者の指定)</p> <p>第三条 略</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 前三号に掲げる社会教育施設等以外の社会教育施設等 当該施設の存する市町村の長</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町村の長を代表する者</p> <p>四 市町村の議会の議長を代表する者</p> <p>五・六 略</p> <p>3 略</p>

第一条 (佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第一条 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第二条に規定する発電用施設の周辺地域(当該発電用施設の設置がその区域内において行われている市町の区域及びこれに隣接する市町の区域をいう。)又はこれに隣接する市町の住民が通常通勤することができる地域(以下「事業地域」という。)における企業立地の促進を図るための資金の貸付けを行うため、佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第二条に規定する発電用施設の周辺地域(当該発電用施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。)又はこれに隣接する市町村の住民が通常通勤することができる地域(以下「事業地域」という。)における企業立地の促進を図るための資金の貸付けを行うため、佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

第一条 (佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 市町の長を代表する者 二人</p> <p>六 略</p> <p>七 市町の議会の議長を代表する者 二人</p>	<p>(組織)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 市町村の長を代表する者 二人</p> <p>六 略</p> <p>七 市町村の議会の議長を代表する者 二人</p>

第一条 (佐賀県工業等振興条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(工場等の設置等の責務)</p> <p>第三条 県内に工場等を設置する者は、生活環境及び自然環境の保全に配慮するとともに、県及び市町が実施する生活環境及び自然環境の保全に関する施策に協力し、県民の福祉の向上に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(県税の課税免除)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項の規定により課税を免除する期間は、事業税にあつては当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得金額又は収入金額に対して課すべきこととなる年度以後引続き三年度とし、固定資産税にあつては市町が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後引続き三年度とする。</p> <p>(課税免除の適用除外)</p> <p>第七条 知事は、第五条第一項の規定による課税の免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による課税の免除はしないものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該課税の免除の申請に係る工場等の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履</p>	<p>(工場等の設置等の責務)</p> <p>第三条 県内に工場等を設置する者は、生活環境及び自然環境の保全に配慮するとともに、県及び市町村が実施する生活環境及び自然環境の保全に関する施策に協力し、県民の福祉の向上に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>(県税の課税免除)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項の規定により課税を免除する期間は、事業税にあつては当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得金額又は収入金額に対して課すべきこととなる年度以後引続き三年度とし、固定資産税にあつては市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後引続き三年度とする。</p> <p>(課税免除の適用除外)</p> <p>第七条 知事は、第五条第一項の規定による課税の免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による課税の免除はしないものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該課税の免除の申請に係る工場等の設置に関し、県又は市町村と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町村からその履行を求められたにもかかわらず、そ</p>

<p>行をしないとき。</p>	<p>の履行をしないとき。</p>
<p>第一条 (佐賀県農業技術防除センター設置条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(病害虫防除員)</p> <p>第三条 植物防疫法第三十三条第一項に規定する病害虫防除員を置く区域は、市町の区域とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(病害虫防除員)</p> <p>第三条 植物防疫法第三十三条第一項に規定する病害虫防除員を置く区域は、市町村の区域とする。</p>
<p>第一条 (佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 市町の長</p> <p>六 略</p> <p>3 略</p>	<p>改正前</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 市町村の長</p> <p>六 略</p> <p>3 略</p>
<p>第一条 (佐賀県水産振興審議会条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>一 二 略</p> <p>三 市町の長</p> <p>四 五 略</p>	<p>改正前</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>一 二 略</p> <p>三 市町村の長</p> <p>四 五 略</p>

<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>第一条 (風致地区区内における建築等の規制に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区(市町が定める都市計画に係る風致地区を除く。以下同じ。)内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、前二項の許可を受けることを要しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 国、県若しくは市町又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為</p> <p>三 十四 略</p> <p>4 国、県、この条例により知事の権限に属する事務を処理することとされた市町又は独立行政法人その他の法人のうち規則で定めるもの(以下この項において「国等」と総称する。)の機関</p>	<p>改正前</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区(市町村が定める都市計画に係る風致地区を除く。以下同じ。)内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、前二項の許可を受けることを要しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 国、県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為</p> <p>三 十四 略</p> <p>4 国、県、この条例により知事の権限に属する事務を処理することとされた市町村又は独立行政法人その他の法人のうち規則で定めるもの(以下この項において「国等」と総称する。)の機</p>

<p>が行う行為については、第一項及び第二項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>関が行う行為については、第一項及び第二項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>5 略</p>
<p>表 第一条（佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>（登録の申請） 第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 三 略 四 浄化槽保守点検業を営もうとする区域（以下「営業区域」という。）に係る市町の名称 五 略 2 略 （登録の実施等） 第五条 略 2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該申請者及びその営業区域に係る市町の長に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>改正前</p> <p>（登録の申請） 第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 三 略 四 浄化槽保守点検業を営もうとする区域（以下「営業区域」という。）に係る市町村の名称 五 略 2 略 （登録の実施等） 第五条 略 2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該申請者及びその営業区域に係る市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>（登録の抹消） 第九条 略 2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、遅滞なく、その旨を前条の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者及び営業区域であつた区域に係る市町の長に通知しなければならない。</p> <p>（営業所の設置等） 第十条 略 2 前項の浄化槽管理士は、営業区域に係る市町ごとに専任でなければならない。ただし、当該浄化槽保守点検業者が当該市町において保守点検の委託を受けた浄化槽の基数が少ない等相当の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 略 （登録の取消し等） 第十四条 略 2 略 3 知事は、第一項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当事者及びその営業区域又は営業区域であつた区域に係る市町の長に通知しなければならない。</p>	<p>（登録の抹消） 第九条 略 2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、遅滞なく、その旨を前条の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者及び営業区域であつた区域に係る市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>（営業所の設置等） 第十条 略 2 前項の浄化槽管理士は、営業区域に係る市町村ごとに専任でなければならない。ただし、当該浄化槽保守点検業者が当該市町村において保守点検の委託を受けた浄化槽の基数が少ない等相当の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 略 （登録の取消し等） 第十四条 略 2 略 3 知事は、第一項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、遅滞なく、その旨を当事者及びその営業区域又は営業区域であつた区域に係る市町村の長に通知しなければならない。</p>

第一条 (佐賀県建築審査会条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	(委員でない者の出頭) 第五条 審査会は、必要があると認めるときは、その会議に市町若しくはその他の関係者の出頭を求め、必要な資料を提出せしめ、意見を聞き又は説明を求めることができる。
改正前	(委員でない者の出頭) 第五条 審査会は、必要があると認めるときは、その会議に市町村若しくはその他の関係者の出頭を求め、必要な資料を提出せしめ、意見を聞き又は説明を求めることができる。

第一条 (佐賀県本部設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	(経営支援本部の所掌事務) 第七条 経営支援本部は、各本部及び市町の行政経営を支援し、次の事務を所掌する。 一・二 略 三 市町その他の地方公共団体の行政一般に関すること。 四 略
改正前	(経営支援本部の所掌事務) 第七条 経営支援本部は、各本部及び市町村の行政経営を支援し、次の事務を所掌する。 一・二 略 三 市町村その他の地方公共団体の行政一般に関すること。 四 略

第一条 (佐賀県財政調整積立金条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	(管理) 第三条 財政調整積立金は、銀行その他金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の購入等の確実な方法又は産業振興等のための資金として市町への貸付により運用するものとする。
改正前	(管理) 第三条 財政調整積立金は、銀行その他金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の購入等の確実な方法又は産業振興等のための資金として市町村への貸付により運用するものとする。

2・3 略

第一条 (地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	(不均一課税の適用除外) 第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。 一 略 二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特定産業業務施設の設置に關し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないうとき。
改正前	(不均一課税の適用除外) 第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。 一 略 二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特定産業業務施設の設置に關し、県又は市町村と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町村からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないうとき。

第一条 (中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	(県税の不均一課税) 第三条 市町が法第六条第一項に規定する基本計画を同条第六項の規定により公表した日(当該公表した日が平成十八年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定事業計画又
改正前	(県税の不均一課税) 第三条 市町村が法第六条第一項に規定する基本計画を同条第六項の規定により公表した日(当該公表した日が平成十八年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町村の区域内の中心市街地において認定特定事業計